

## 4. 認証保育所負担助成制度/認可外保育施設・その他事業等の無償化について

### 認証保育所等保育料の負担軽減助成制度

- 認証保育所等の対象施設に通われているお子さんがいる保護者の方に、保育料の一部を助成する制度です。  
※令和6年度の制度概要を掲載しています。令和7年度については、制度の詳細が決まり次第、ご案内いたします。

対象施設	①東京都認証保育所(板橋区外の認証保育所も対象)(P46参照) ②ベビーホテル(※) (※)「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設のみ。(P47参照) 認可保育園、認定こども園、家庭福祉員、ベビールーム、小規模保育施設、事業所内保育施設、院内保育施設、区の定期利用保育、ベビーシッター、企業主導型保育事業は対象外です。
助成対象者	●次の全てに該当する方が対象です。 ①板橋区に住所を有し(月の初日に住民登録が板橋区内にある)、月の初日(1日)から末日まで対象施設に在籍する児童と同一の世帯に属する保護者の方(途中入退所の月は対象外)。 ②助成金対象月の対象保育所等の保育料を完納している方。 ③認可保育施設保育料の納付義務があるときは、納付期限が到来しているものについて完納していること。 ④保育施設に在籍証明を受けられること。 ⑤月120時間以上の月極め保育の利用契約をしていること。 ※なお、認証保育所等の保育料の納付確認は、区から在籍施設に照会します。

#### ●助成金額の概要

保護者(父母)の課税状況等に応じて下記表の区分を決定した後、月額上限額と、実際にお支払いになった月極保育料とを比較して低い方の額を助成します(※給食費、延長保育料、補食代及び雑費は助成対象となりません)。

区分		無償化	負担軽減助成制度	
			第1子	第2子以降
0～2歳児クラス	住民税課税世帯	対象外 手続き不可	40,000円	67,000円
	住民税非課税世帯	42,000円	一律：25,000円	
3～5歳児クラス	住民税課税世帯	37,000円	一律：20,000円	
	住民税非課税世帯			

※上表中の金額は、月額上限額です。

令和6年4月～8月分を請求する方…令和5年度分の住民税額が分かる書類

(令和5年1月1日に住民登録のあった区市町村で発行)

令和6年9月～令和7年3月分を請求する方…令和6年度分の住民税額が分かる書類

(令和6年1月1日に住民登録のあった区市町村で発行)

※上記波線の時点で板橋区に住民登録があった方は、申請手続きの際、税額を証明する書類を提出する必要はありません。

#### ●申請手続き

申請書は区役所保育サービス課及び在籍している各施設で配布します。区ホームページからも出力できます。

申請書に必要事項を記入し、必要に応じて税額を証明する書類を添付のうえ、直接入所している施設又は区役所保育サービス課に申請してください。

#### ●交付方法及び交付時期

原則として、年2回、保護者の方の口座にお振込みします。

交付予定時期になりましたら、申請内容の審査後「助成金交付決定通知書」を送付します。

上半期(4月～9月分) \*口座への振込 12月中旬

下半期(10月～翌年3月分) \*口座への振込 令和7年5月中旬

#### ●注意事項

0～2歳児クラスの住民税非課税世帯と3～5歳児クラスは無償化と本制度の併用ができます。

【お問い合わせ先】 保育サービス課民間保育第二係 3579-2494

## 認可外保育施設・その他の事業等の保育料無償化対象となるサービス

無償化の対象サービス	給付の内容	保育の必要性の認定	給付の請求手続き
<ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設（認証保育所、ベビーホテル等）</li> <li>一時預かり保育事業</li> <li>病児、病後児保育事業</li> <li>ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>定期利用保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3～5歳児クラス …上限（月額）37,000円までの利用料</li> <li>0～2歳児クラス（住民税非課税世帯） …上限42,000円までの利用料</li> </ul>	<p style="text-align: center;">要</p> <p>下記(1) 保育の必要性の認定申請についてを参照してください。</p>	<p style="text-align: center;">区へ</p> <p>下記(2) 給付の請求方法についてを参照してください。</p>
企業主導型保育事業	<p>標準的な利用料無償</p> <p>※3～5歳児クラス、または住民税非課税世帯の0～2歳児クラス</p>	<p>下記(1) 保育の必要性の認定申請についてを参照してください。</p>	<p>※施設へお問合せください。</p>
就学前障がい児施設	<p>利用料無償</p> <p>※3～5歳児クラス、または住民税非課税世帯の0～2歳児クラス</p>	不要	

- 送迎費、行事費、延長保育料等、現在実費負担しているものは引き続き保護者の負担となります。
- 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たし、区の確認を受けている施設が対象となります（P47参照）。

## 無償化に伴う手続き・必要書類

### (1) 保育の必要性の認定申請について

- 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定（P14参照）」を受ける必要があります。
- 企業主導型保育事業の従業員枠をご利用の方は、施設に直接お問い合わせください。

必要書類	<p>①『教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書』上部太枠内と、(B)の欄をご記入ください。（企業主導型保育事業を利用の方は、(B)でなく、(A)の欄をご記入ください。）</p> <p>②P16 4 保育の必要性を証明する書類</p> <p>③個人番号（マイナンバー）の提供について</p> <p>④該当する場合には以下の書類も追加が必要となります。</p>				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">ひとり親世帯、離婚調停中の方</td> <td>戸籍謄本又はマル親医療証や児童扶養手当証書のコピーのいずれか1点 離婚調停中の場合は、調停期日通知書のコピー</td> </tr> <tr> <td>父又は母が外国籍の方</td> <td>在留カードの両面コピー</td> </tr> </tbody> </table>	ひとり親世帯、離婚調停中の方	戸籍謄本又はマル親医療証や児童扶養手当証書のコピーのいずれか1点 離婚調停中の場合は、調停期日通知書のコピー	父又は母が外国籍の方	在留カードの両面コピー
ひとり親世帯、離婚調停中の方	戸籍謄本又はマル親医療証や児童扶養手当証書のコピーのいずれか1点 離婚調停中の場合は、調停期日通知書のコピー				
父又は母が外国籍の方	在留カードの両面コピー				
受付先	<p>保育サービス課 民間保育第二係(区役所南館3階㊟窓口) Tel.3579-2494</p> <p>※区外在住の方は、お住まいの自治体にお問い合わせください。</p>				
交付	<p>保育サービス課にて受付後、『施設等利用給付認定通知書』をご自宅へ発送します。大切に保管ください。</p> <p>※日付を遡っての交付はできません。必ず、施設利用開始前にご申請ください。</p>				
現況確認	<p>現況確認の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスの利用中、保育が必要な状態が継続していることが無償化継続（年度更新）の条件です。</li> <li>●無償化対象のサービスの利用を引き続き希望される場合、書類をご提出いただき、保育の必要性の確認をします。お手続きについては別途ご案内いたします。</li> <li>●保育要件が確認できない場合は、無償化の対象外となる場合があります。</li> </ul>				

(2) **給付の請求方法について**

<b>必要書類</b>	①施設等利用費請求書 ②領収証等(事業者が発行したもの) ③特定子ども・子育て支援提供証明書(事業者が発行したもの)
<b>受付先</b>	①保育サービス課 民間保育第二係(区役所南館3階②窓口) TEL 3579-2494 ②利用した施設

- 同月に複数の施設を利用した場合は、必ず取りまとめて申請してください。
- 受付のスケジュールにつきましては、区ホームページでご案内いたします。
- 幼稚園に在園している方は、学務課幼稚園係にお問い合わせください。
- 企業主導型保育事業をご利用の方は、手続きについて、施設に直接お問い合わせください。

**無償化についてのお問い合わせ先**

対象サービスによって異なります。それぞれ、下記担当までお問い合わせください。

保育の必要性の認定について 認可外保育施設等の無償化による 給付に関する事・請求について	保育サービス課民間保育第二係	3579-2494
幼稚園と預かり保育事業に関する事	教育委員会事務局学務課幼稚園係	3579-2613
障がい児通所支援の利用に関する事	障がいサービス課障がい児支援係	3579-2148
障がい児通所支援(児童発達支援等)の 請求について	障がい政策課認定給付・指導係	3579-2392

※企業主導型保育事業に関する事は、利用している施設へ直接お問い合わせください。

## 認証保育所一覧

認証保育所は、東京都の独自の基準により設置されている保育施設です。認可外保育施設になりますので、利用者は運営をしている民間事業者と直接契約をしていただきます。13時間保育と0歳児からの保育を基本としています。

※保育料の一部助成があります。(P43)

### 区内の認証保育所一覧

施設名	所在地	電話	一時保育	定員					計
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	
ベネッセ板橋保育園	板橋 1-55-16	5943-2081	—	10	12	12	10	16	60
中板橋雲母保育園	弥生町 2-5	5926-6703	制度あり	6	11	6	2		25
メリーポピンズ 中板橋ルーム	中板橋 7-16	3579-1755	制度あり	4	10	6	0		20
コアラ保育園	常盤台 4-25-2	3937-8417	—	6	7	8	12		33
こっこ保育園	南常盤台 1-26-21	3957-7377	—	10	8	7			25
ポピンズナーサリー スクールときわ台	南常盤台 1-40-1	5917-2105	制度あり	6	9	9	3		27
板橋雲母保育園 東武練馬	徳丸 3-27-16	5945-9771	制度あり	6	6	10			22
まるやま保育園	四葉 2-27-25	3930-0887	—	9	15	18	14	26	82
メリーポピンズ成増 ルーム	成増 1-26-3	5997-5550	制度あり	6	12	12			30
HybridMom Nursery School – Narimasu	成増 2-17-11	6411-0701	制度あり	6	10	7	6	6	35
板橋雲母保育園高島平	高島平 1-41-6	3559-2127	制度あり	3	9	12	10	6	40

※申込み・利用料金等は、直接施設へお問い合わせください。

※保育料無償化の手続き等は、P44をご参照ください。

## 認可外保育施設一覧

**【認可外保育施設】** 令和6年7月1日現在の一覧です。

※この一覧は、本冊子への掲載を希望した認可外施設のみ掲載しております。板橋区内のすべての認可外保育施設を確認される場合は、区ホームページをご覧ください。

番号	地域	施設名称	施設類型	所在地	電話番号	企業 主導型	無償化 対象	負担軽減 対象	証明書
1	板橋	愛嬰幼児学園板橋園	ベビー	板橋1-36-1 TYビル2階	03-4405-7604		○	○	有
2		キッズドリーム園中板橋	事業所内	中板橋20-6	03-6912-4945	○			有
3	常盤台	家庭保育園どれみふぁ	ベビー	大谷口1-33-5	03-6338-8689		○	○	有
4		キッズドリーム園 ナーサリー上板橋	事業所内	上板橋2-36-16	03-6906-7658	○			有
5		こもねん保育園	事業所内	小茂根4-20-2	03-6905-9030	○			有
6		キッズドリーム園上板橋	事業所内	桜川3-23-7 桜川ビル1F	03-6913-0169	○			有
7		保育ルームすまいる板橋ときわ台園	事業所内	常盤台1-7-14 サンノーム土屋101	03-6789-0809	○			有
8		ぼくのひみつきち	事業所内	常盤台3-2-15 ルミュージェときわ台103	03-6874-3811	○			有
9		エキチカ保育園 II	事業所内	常盤台4-23-9	03-3935-5861	○			有
10		ファーストラーニング千川ドレミガーデンプリ スクール	その他	向原2-35-4	03-3554-3664		○		有
11		ほしのむら もりのほいく園	ベビー	大谷口上町21-6-2F	03-5964-5250		○	○	有
12		赤塚	ニューホープ・インターナショナル・スクール	その他	成増5-1-2	03-5383-0421		○	
13	ココカラデザイン保育園 ななつ葉園		事業所内	成増5-17-10 ヴィラ成増101	03-6909-8961	○			有
14	志村	鎮守の森 城山どんぐり保育園	事業所内	志村2-16-2	03-5918-9281	○			有
15		子どものお家	ベビー	小豆沢1-1-16 スカイティアラ・イース ト1階	03-5948-7901		○	○	有
16		保育園フォレスタ・志村三丁目	事業所内	坂下1-18-14 ハイツ高富1階	03-5918-6507	○			有
17		さかしたのき保育園	事業所内	坂下1-38-16 アローハイツ坂下1階	03-6884-8560	○			
18		おひさまナーサリー	ベビー	中台3-5-26	03-6874-2177		○	○	有
19		たんぼぼ保育園	ベビー	西台4-3-19 ビューラー西台1階	03-6751-6866		○	○	有
20		保育スクール・よつばのクローバー	ベビー	前野町4-40-1-102	03-5915-9680			○	有
21	高島平	保育ルームすまいる板橋高島平園	事業所内	高島平1-3-14 ミューズ高島平103号室	03-6906-8930	○			有
22		KOJKA KIDS	事業所内	高島平2-28-6-102	03-6281-0271	○			有

※「無償化対象」は、区が無償化対象施設として確認をした認可外保育施設に○が付いています。

※「負担軽減対象」は、P43に記載されている認証保育所等保育料負担軽減助成制度の対象となる認可外保育施設に○が付いています。

P46に記載されている認証保育所も本制度の対象です。

※「証明書」の欄は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設に有と表示されています。

※「無償化対象」については、変更が生じる可能性がありますので、最新の情報は区ホームページをご覧ください。

## 一時保育

保護者の育児疲れや入院、冠婚葬祭、家族の介護等の理由で、お子さんを保育できない場合、保育園で一時的にお預かりする制度です。保育年齢・保育時間・利用料金は各実施園により異なります。利用には、事前申込み・面談が必要な場合があります。申込み・利用方法・利用料金等詳細は、施設に直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話
敬隣保育園	本町 19-4	3961-3912
平和保育園	富士見町 13-6	3964-6074
陽光保育園	大谷口上町 23-1	3956-1068
向原保育園	向原 1-18-5	3974-6388
キッズタウンむかいほら保育園	向原 3-7-7	5917-0752
グローバルキッズ上板橋園	常盤台 4-30-4	3936-7777
赤塚保育園	赤塚 6-30-1	3930-0128
こぶし保育園	坂下 3-10-G-109	5916-0431
前野保育園	前野町 4-6-7	3967-4644
和敬保育園	大原町 3-9	3966-3723

上記のほか、小規模保育園の一部でも一時保育を行っています。実施園についてはP91をご覧ください。

## 定期利用保育

パートタイム勤務や短時間就労等で、保育が必要なご家庭を対象に、継続して短時間お子さんをお預かりする制度です。保護者の方が、直接施設と契約を結んでいただきます。

対象：板橋区に住所がある1歳～就学前の保育を必要とするお子さんで、板橋区内の認可保育園・認定こども園・地域型保育施設に入所できなかったお子さん

平和保育園	富士見町13-6	3964-6074
-------	----------	-----------

## 空き保育室活用型定期利用保育

新規開設保育園等で受入れに余裕がある4・5歳児の保育室を活用し、入園保留となった1歳児のお子さんを対象に定期利用保育を行う予定です。

※実施園や受入れ定員数、申込み方法等詳細につきましては、3月上旬頃に区ホームページでお知らせいたします。

## 多様な他者との関わりの機会の創出事業

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就学児を定期的に預かることで、多様な他者との関わりの中で様々な体験や経験を通じて、子どもの健やかな成長を図ることを目的とする制度です。

保護者の方が施設と直接保育契約を結んでいただきます。利用料金等については、直接施設へお問合せください。

対象：保育所等に通っていない、又は在籍していない生後6か月～2歳児クラスのお子さん

おやこ舎あやとり	前野町2-48-4	3968-1701
----------	-----------	-----------

※「おやこ舎あやとり」は、定期保育事業から多様な他者との関わりの機会の創出事業へ移行しました。当事業は、定期利用保育事業と異なり、保護者の就労等の有無を問わず、利用可能です。

上記のほか、幼稚園の一部でも多様な他者との関わりの機会の創出事業を行っています。実施園についてはP54・P55をご覧ください。

### ●利用料助成

「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を利用する児童の保護者のうち、板橋区に住所を有する方で、下表に掲げる方が助成の対象となります。

#### 補助対象者・補助基準額

補助対象者	補助基準額(上限額)
生活保護世帯	日額3,000円
住民税非課税世帯	日額2,400円
年収360万円未満相当世帯	日額2,100円
要支援児童のいる世帯	実費負担額
多子世帯	月額44,000円

#### 〈注意点〉

- ・補助基準額(上限額)と実際にお支払いになった利用料と比較して、低い方の額を助成します。
- ・「非課税世帯」については、世帯(父母その他扶養義務者)の当年度の住民税により判定します。
- ・「年収360万円未満相当世帯」については、世帯(父母その他扶養義務者)の当年度の住民税所得割額が77,100円以下の世帯とします。
- ・「要支援児童」については、継続的な見守りのため、関係機関と実施施設との間で定期的な情報共有などを必要とする児童をいいます。
- ・「多子世帯」については、住民税課税世帯の第2子以降の児童が本事業を利用する世帯をいいます。
- ・幼稚園で本事業を利用している方は、学務課幼稚園係にお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】 保育サービス課民間保育第二係 3579-2494**